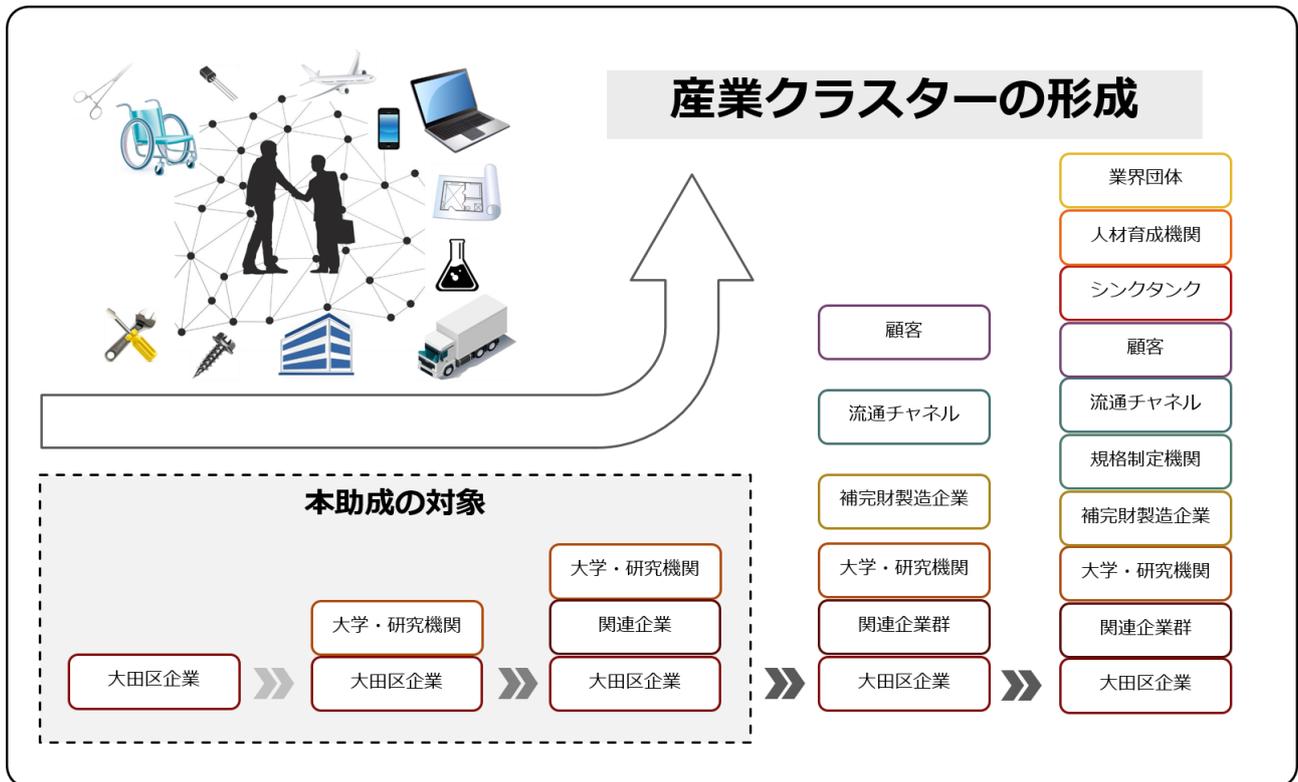


平成 29 年度新事業連携・新産業クラスター形成助成

【公募要領】

～事業イメージ～



○申請受付期間

平成 29 年 6 月 5 日（月）～ 7 月 7 日（金）

■ 申請書受付：午前 9 時～午後 4 時（土日祝日を除く）※事前予約制

<申請書は大田区産業振興協会ホームページからダウンロードできます>

<http://www.pio-ota.jp/>

○お問合せ先



公益財団法人大田区産業振興協会

〒144-0035 大田区南蒲田 1 丁目 20-20 大田区産業プラザ PiO 3 階

担当：ものづくり・イノベーション推進課 イノベーション創出担当

電話：03-3733-6294

1. 助成の目的

本助成事業は、新たな事業に取り組もうとする大田区の中小企業及び企業グループが事業化にあたり必要な調査等を実施する際、協会が助成金を交付することにより、新分野に進出する中小企業のチャレンジ精神を最大限に引き出し、大田区産業の競争力強化や新たな連携体構築を目的とする。

2. 実施スケジュール

申請受付	平成 29 年 6 月 5 日 (月) ～7 月 7 日 (金) 【申請書提出先、問い合わせ先】 公益財団法人大田区産業振興協会 〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ (PiO) 3 階 担当：ものづくり・イノベーション推進課 イノベーション創出担当 TEL：03-3733-6294 MAIL：innovation@pio-ota.jp
審査（書類審査）	平成 29 年 8 月上旬
交付決定	平成 29 年 8 月下旬 ※交付決定を受けた事業については、助成代表企業名、採択テーマ名等を大田区産業振興協会のホームページ等で公表させていただきます。
活動報告書提出	事業完了した日から 1 ヶ月以内または 3 月 10 日のいずれか早い期日まで
助成金額確定審査	報告書類等により随時審査
助成金交付	平成 30 年 3 月下旬～平成 30 年 4 月上旬

3. 助成について

- 1) 助成の対象期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日
- 2) 助成限度額 50 万円
- 3) 助成率 助成対象経費の 2 分の 1 以内

4. 提出書類

申請書（様式 1）、事業計画書（別紙 1）、経費算出基礎（別紙 2）、会社概要（自由書式、パンフレット等）、構成員名簿（自由書式、住所、企業名、代表者名、担当者名必須）を合計 9 部ずつご提出いただきます。申請書等は協会のホームページ（<http://www.pio-ota.jp/>）よりダウンロードが可能です。

- 正本：1 部
 - 副本：8 部（正本のコピー）
- } 合計 9 部

<注意事項>

- ・ 提出書類は第三者にも理解できるよう、明瞭かつ具体的にご記載ください。
- ・ 副本はモノクロコピーで構いません（審査員用の資料として使用します）。
- ・ ご提出いただいた書類は返却いたしません。また、いただいた書類は全て助成金審査の資料となりますので、予めご了承ください。

5. 助成対象

1) 企業又は企業グループ要件

助成の対象は、大田区内に事業所等（本社、支社、工場、研究所（部門））を持ち、引き続き1年以上継続して大田区での事業を営む中小企業（以下「企業」という）及び中小企業グループ（以下「グループ」という）とし、次に該当するものとする。

業種	資本金 及び 従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下 または 300名以下
卸売業	1億円以下 または 100名以下
サービス業	5千万円以下 または 100名以下
小売業	5千万円以下 または 50名以下

- ①産業クラスターの形成に寄与する企業及びグループであること。グループは、グループ構成員のうち2社以上で構成されており、構成員のうち、2分の1以上が大田区内の企業であること。
※産業クラスターとは、区内中小企業者を中心として、相互の連携・競争を通じて新たな付加価値を創出することにより産業集積が進む状態のことをいう。
- ②大田区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ③新事業展開またはクラスター形成のための事業計画が明文化されており、かつ当該事業計画において対象とする事業の内容と到達すべき目標が明確にされていること。
- ④当該事業計画において、企業及びグループの代表（以下、「代表企業」という。）と会計担当（代表企業が兼ねることができる。）が指名されていること。
- ⑤実質的に同一の事業計画に対し、既に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと。
- ⑥グループの構成員のうち2分の1以上が、本助成金の交付を申請する他のグループの構成員となっていないこと。
- ⑦代表企業が、本助成事業において過去3年以内に代表企業となったことがなく、かつ当該年度の他の申請において代表企業となっていないこと。
- ⑧過去に大田区及び大田区産業振興協会からの助成を受け、不正受給等をしていないこと。

2) 助成対象事業

助成の対象は、助成対象企業及びグループが新事業展開のために、共同して開発・生産・販路開拓等を行った事業、または新たな産業クラスターの形成を図るために行った次の事業とする。

- ①定例会、研修会、シーズ・ニーズ情報交換会、講演会等の情報交換推進事業
- ②ホームページ開設、パンフレット作成等の広報活動事業
- ③展示会・商談会への参加等のビジネスチャンス開拓事業
- ④新製品・新技術の市場調査等の市場開拓事業
- ⑤性能試験、製品評価など研究開発事業
- ⑥その他理事長が必要と認める事業

3) 助成対象経費

経費区分	内容
①謝金	指導・助言を受けるため専門家へ謝金として支払う経費※1
②旅費	情報収集、各種調査、会議及び打合せ等に参加するための旅費として、専門家、代表者及び連携参加者に支払われる経費（原則としてタクシー、バス、宿泊、食費は除く）※2
③事業費 (消耗品費、会場借料、印刷製本費、資材購入費、通信運搬費、負担金支出、広告宣伝費、市場調査等の委託費)	消耗品費を購入するための経費（資材、部品も含む）※3、情報、意見等の交換や検討を行うための会議を開催する場合の会場費※4、資料や印刷物作成を行うための経費、図書・資料の購入するための経費、物品の運搬、郵送料等の経費、情報交換会等の参加費、展示会・商談会へ参加するための経費、ホームページ開設費、市場調査等の委託費
④研究開発費 (原材料費、備品費、試作品等の製造・設計・性能試験の委託費)	材料・部品を購入するための経費、備品等を購入するための経費（機械装置も含む）※5、試作品等の製造（加工）・設計・性能試験で発生する費用（外注費も含む）
⑤その他の経費	理事長が必要と認める経費

- ※1 講師、アドバイザーがグループ構成員、または当協会職員のである場合には助成の対象外とする。
- ※2 事業報告書により、その出張費用が事業に係るものであることが明確であること。
領収書の発行を受けられなかった場合は、経費を明記した出張報告（様式任意）を提出すること。
- ※3 使用可能期間が1年未満のものとする。
- ※4 お茶代等の飲食費は含まれない
- ※5 自社製造品を使用する場合（共同体構成員からの調達を含む）は、製造原価又は社内振替価格で振替処理をすること。ただし、社内振替価格に利益を含む場合は利益相当額を減額すること。

6. 審査方針

事業内容は概ね以下の内容で審査します。評価項目のうち、「連携体制」、「市場性」及び「地域貢献性」をより重視します。

評価項目	評価基準
1) 連携体制	効果的かつ優れた連携体制であるか
2) 実現可能性	必要かつ有効な構想・資金調達体制を有しているか。また、その具体的実行性を有しているか
3) 課題の把握	課題の抽出や対策を明確に設定しているか
4) 市場性	市場ニーズを把握し、実施計画に反映しているか
5) 予算の妥当性	経費の根拠が実施計画に対して妥当か
6) 地域貢献性	地域産業の発展、区内の雇用促進に貢献する事業であるか

7. 申請事前チェックリスト

チェック項目			確認
対象者	p.2	大田区内で本社または事業所を1年以上操業している中小企業者、または中小企業グループであるか	
	p.2	2分の1以上が大田区内の企業であるか。	
	p.2	実質的に同一の事業計画に対し、既に本助成事業の助成金の交付を受けていないか。	
	p.2	グループ構成員のうち2分の1以上が、本助成金の交付を申請する他のグループの構成員となっていないか。	
	p.2	代表企業が、本助成事業において過去3年以内に代表企業となったことがなく、かつ当該年度の他の申請において代表企業となっていないか。	
対象案件	p.2	新事業展開のために、共同して開発・製品・販路開拓等行った事業、または、新たな産業クラスターの形成を図るために行った事業であるか。	
提出書類	様式1	押印はされているか。	
	様式1	助成金交付申請額及び助成対象経費は合致しているか。	
	様式1	対象期間は平成29年4月1日～平成30年2月28日までとなっているか。	
	別紙2	計算ミスはないか、合計額は千円未満切り捨てているか	
	全提出書類	別紙1,2、会社概要、構成員名簿をそれぞれ正本1部、副本8部の合計9部準備されているか。	